

新しい保険証をお送りします

● 問い合わせ 保険課 (東庁舎2階) ☎ 34-3203 ☎ 39-2523

7月中旬に郵送しますので、内容に誤りがないかご確認ください。8月1日から新しい保険証を医療機関で提示してください。

国民健康保険

世帯主宛ての水色の封筒に世帯の
国保加入者分を入れて郵送

変更点

【色】空色から ^{うぐいす} 鶯色 になります

【有効期限】令和4年7月31日

ただし、令和4年7月31日までに
75歳になる方は、75歳の誕生日の
前日が有効期限です。誕生日まで
に、長野県後期高齢者医療広域連
合から新しい保険証が郵送されま
す。

変更点

【色】 ^{だいだい} 橙色から 黄色 になります

【有効期限】令和4年7月31日

※保険証等を来庁して直接受け取
ることを希望する方は、本人確
認の上、お渡します。7
月6日(火)までにお問い合わせせ
ください。

後期高齢者医療保険

長野県後期高齢者医療広域連合の
黄色の封筒に一人分を入れて郵送

更新手続きが 必要なもの

- 国民健康保険限度額
適用認定証

7月9日(金)以降に保険
課か支所・出張所で申請
してください。

【持ち物】 保険証、本人
確認書類、個人番号が分
かるもの

自動更新されるもの

※7月中に発送

- 国民健康保険特定疾
病療養受給者証
- 後期高齢者医療限度
額認定証

※国民健康保険にはマイ
ナンバーカード交付申
請書が同封されていま
す。新たに申請される
方は、ご使用ください。

福祉医療制度のご案内

● 問い合わせ

【子育て支援医療、障害者支援医療（20歳未満）、ひとり親家庭等
支援医療】こども福祉課（東庁舎1階）☎ 33-9855 ☎ 36-91
19）【障害者支援医療（20歳以上）】障害福祉課（東庁舎1階）
☎ 34-3036 ☎ 36-9119

福祉医療制度とは

医療機関等の窓口で支払った医
療費のうち、保険が適用になった
自己負担額の一部を市が助成する
制度です。

整骨院・接骨院での療養費の
取り扱いが変わります

現在、中学3年生までのお子様
を対象に交付されている受給者証
の摘要欄に「※整骨・接骨・鍼灸
院は現物給付の対象ではありません
。」と記載がありますが、8月1
日より整骨・接骨は現物給付の対
象になります。

改めて受給者証の交付は行いま
せんので、お持ちの受給者証を引
き続きお使いください。

受給者証の更新

毎年8月1日で受給者証が更新
になります。資格継続の方には、
新しい受給者証を7月下旬に発送
します。（子育て支援医療資格の
方と、障害者支援医療資格で18歳
以下の方は除く）

◆対象・ひとり親家庭医療・障害
者支援医療の受給者証をお持ち
の方

◆障害者支援医療資格の方は、令
和3年8月1日時点で障害者手
帳が有効であることが条件（再
認定年月の記載があり、年月を
過ぎていない場合や有効期限切れ
の場合は、更新手続きが必要）

◆所得制限のある区分の方は、同
居の家族に所得の確認ができな
い方（未申告、転入等）が
いると、自動更新できません。